

成人健康管理制度が変わります (2)

※(1)は1月号に掲載

特定健診・特定保健指導が始まります

1月号でお知らせしましたとおり20年度から基本健康診査に変わり、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を予防するため「特定健診」と「特定保健指導」を実施します。

【町が実施する特定健診・特定保健指導の対象者】

- 40歳から74歳までの
- 大磯町国民健康保険被保険者
- 生活保護受給者

※75歳以上の方(生活習慣病による治療を受けていない方)
※被用者保険(社会保険や共済組合など)加入者の健診等については、それぞれ加入している保険者に確認してください。

【特定健診とは?】

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診と、生活習慣などの問診の結果から、内臓脂肪の蓄積と高血糖・脂質異常・高血圧の危険度を判定します。

【特定保健指導とは?】

特定健診の結果、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍の方に、生活習慣の改善に向けての保健指導を行います。

【変わる健診制度】

これまで町が実施していた基本健診は廃止され、平成20年度から、加入している国民健康保険や被用者保険(社会保険や共済組合など)の各医療保険者が行う特定健診を受けることになります。

今までの健診は、個別の病気の早期発見・早期治療が目的でしたが、これからはメタボリックシンドロームに注目して、生活習慣を見直していく予防重視型に変わります。

【なぜ特定健診・特定保健指導が実施されるのか?】

○理由1 高血糖・脂質異常・高血圧が悪化して、心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増え続け、それが医療費の多くをしめていること

○理由2 生活習慣病の要因として、メタボリックシンドロームが大きく関与していること

【メタボリックシンドロームを理解しよう】

成人男性の半数、成人女性の5人に1人が、メタボリックシンドロームの該当者、予備軍といわれています。
このメタボリックシンドロームが、さまざまな生活習慣病を引き起こす要因となっています。

【メタボリックシンドロームとは?】

腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上で、かつ「血糖」「脂質」「血圧」の3つの数値のうち2つが基準数値以上の状態をいいます。内臓脂肪が蓄積されると悪い物質がたくさん分泌され、その結果、代謝異常となり、高血圧や糖尿病といった生活習慣病を発病してしまふことになりま

●血糖：空腹時血糖110mg/dl以上
●脂質：中性脂肪150mg/dl以上、HDLコレステロール40mg/dl未満のいずれか一方、または両方
●血圧：収縮期(最大)血圧130mmHg以上または拡張期(最小)血圧85mmHg以上のいずれか一方、または両方

【生活習慣病予防で医療費の適正化】

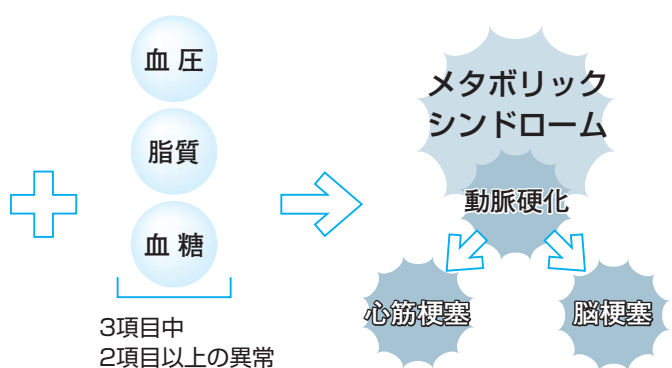
生活習慣病の予防は私たちの力ででき、医療費の伸びの節減に最も効果が期待できます。毎年健診を受診されていた方も、そうでなかった方も、平成20年4月からは特定健診を受診し、健診結果から自分自身のからだの状況を理解して生活習慣病予防に努めましょう。

【国保財政を左右する成果】

平成20年度から、75歳以上の高齢者が加入する「後期高齢者医療制度」がはじまります。その財源は、国や医療保険者等が負担し、平成25年度からは、特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム対象者の増減によってその負担金額が決定されます。

したがって、健診や保健指導の実施の状況によっては国保財政に大きな影響を与えることとなり、皆さんに納めていただく

内臓脂肪型肥満



国民健康保険税額にも影響することになります。皆さんも健康な生活が送れるよう、生活習慣病予防を心がけましょう。

◎問い合わせ

- 町民課 ☎内線247・274
- 子育て介護課 ☎内線308